

【意見】

私は妹を連れて日曜税務相談に行ったのですが、職員の対応に納得ができず、こちらに失礼致します。妹は今年から職が変わり、住民税を市からの通知で17000円づつ4期で収めることになりました。妹は、「とても払えない」というので貴重な休日を使い払い込みを8回に分けていただこうと出向いたのですが「期限があることなのでできない」の一点張りで最初の1期分だけ2回に分けるので、また2ヶ月後に来るよういわれました。目の前で2枚の払い込み票を簡単に印刷したのにその後の分割払い込み票はできないというのです。この職員、とてもやる気があるようには思えないのですが、なんでこんな職員を大事な税務関係に置くのですか？そもそもなぜ期限内の分割ができないのでしょうか。これでは、せっかく払う気になってわざわざ貴重な日曜日に出向いているのに、また2ヶ月後に来いなんて言われなければいけないのですか？とても理不尽な対応に、憤りを覚えたのですが、なんとかなりませんか？もっと日曜日や、平日の夜の対応など増やしていただけないか？

男性50代：市内在住

【回答】

○納期内の分割について

納期は、沼田市税条例に定められており、この納期内に納めていただくよう納付書が期別毎に同封されております。市は、納付義務者に対して公平性を保つ観点から、まずは郵送された納付書により納付いただくようお願いしております。今回、1期分だけを2回に分けた事につきましては、納期が間近であり、来庁により相談を受け事情を考慮したものであります。これから納期が到来するものにつきましては、公平性の観点をご理解いただき、先に郵送した納付書により、納期内に納付していただきますようお願いいたします。

○2ヶ月後の来庁依頼について

2ヶ月後は、第2期の納期が到来します。状況の変化もあり得ることですので、改めて相談を受けて対応するためです。

なお、以降の納期についても同様に相談はお受けいたしますが、まずは前段で述べましたとおり、当初郵送された納付書により納期までに納付していただきますようお願いいたします。

○日曜日や平日の夜の対応などについて

現在、月に一度、休日納付相談窓口を開設しております。納付義務者の利用頻度からすると、現状では、増設の必要はないと考えております。

なお、今後、納付義務者からの要求や意見が多くなれば、利便性等を踏まえて検討させていただきます。

○職員の勤務態度について

ご指摘いただいた内容を深く受け止め、税務関係に携わる職員として真摯に業務に取り組んでまいります。

担当：市民部債権管理課